

国空航第2115号
令和元年11月21日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



ローマ法王来日に伴う協力依頼について

令和元年11月23日から26日までの間、ローマ法王が来日する予定となっているところ、同法王を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な進行を確保するため、警察庁からの警備協力を要請されているところです。

つきましては、これら来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう傘下会員及び関係団体等へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。また、日程の変更等に伴う航空情報（ノータム）の発出や変更など、引き続き航空情報（ノータム）を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、関係施設及びその周辺地域が飛

行禁止区域として指定された。これにより、11月23日より26日までの間は、同法に基づき、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止されるので、注意すること。

また、警察庁からの要請により「小型無人機等飛行禁止法」に基づく飛行禁止区域外の関係地域上空においても、無人航空機の飛行を自粛すること（具体的な飛行自粛要請地域は以下のとおり）。やむを得ない理由により飛行させようとする場合には、管轄する県警察本部又は警察署に連絡されたい。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法の飛行禁止区域に関する情報（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/va/page25_002018.html

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

○飛行自粛要請地域

東京都大田区、新宿区、千代田区、文京区、港区

長崎県大村市、長崎市

広島県広島市、三原市

○警視庁の連絡先

麹町警察署 03-3234-0110（内線 4612）

丸の内警察署 03-3213-0110（内線 4612）

神田警察署 03-3295-0110（内線 4612）

赤坂警察署 03-3475-0110（内線 4612）

東京空港警察署 03-5757-0110（内線 4612）

四谷警察署 03-3357-0110（内線 4612）

富坂警察署 03-3817-0110（内線 4612）

大塚警察署 03-3941-0110（内線 4612）

本富士警察署 03-3818-0110（内線 4612）

○県警察の連絡先

長崎県警察本部 095-820-0110（内線 6570）

広島県警察本部 082-228-0110（内線 5761）

以上